



発行
東京都

目次

規則

○東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則……………
……………（港湾局港湾経営部振興課）……………一

告示

○建築基準法による道路位置の指定の変更……………
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………二

○建築基準法による道路位置の指定……………
……………（同）……………二

○建築基準法による道路位置の指定の取消……………
……………（同）……………三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
……………（同）……………六

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………
……………（同）……………七

○都道の区域変更……………
……………（建設局道路管理部路政課）……………九

公告

○開発行為に関する工事完了（二件）……………
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………二

○地域森林計画の案……………
……………（産業労働局農林水産部森林課）……………三

雑報

○東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程……………
……………（東京都職員共済組合）……………三

規則

東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和二年十月二十二日

東京都知事 小池百合子

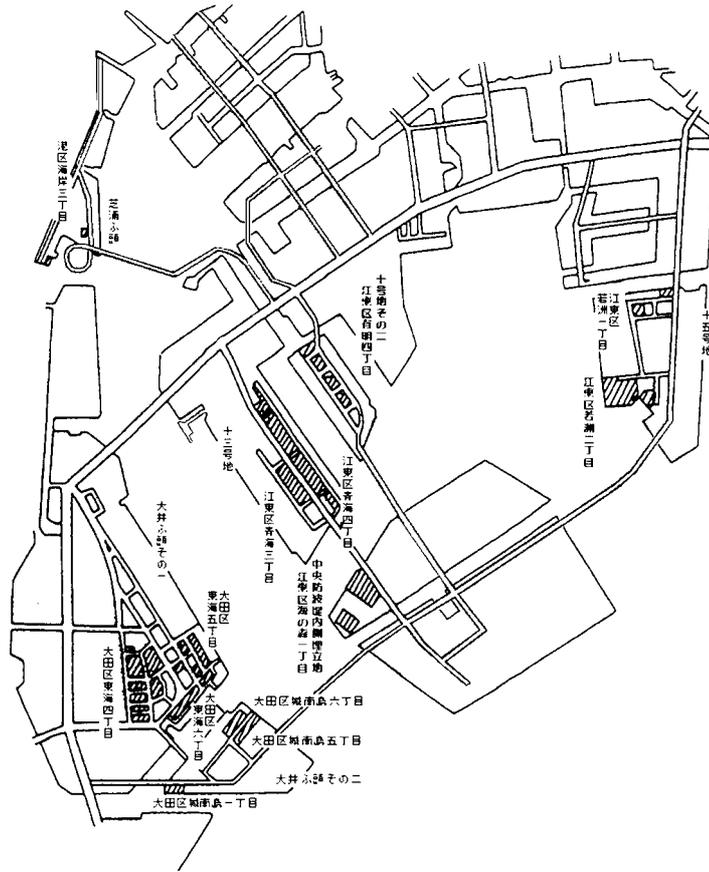
●東京都規則第百六十五号

東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則の一部を改正する規則

東京港港湾施設用地の長期貸付けに関する規則（昭和五十八年東京都規則第百七十五号）の一部を次のように改正する。

別表中央防波堤内側埋立地の項中「青海三丁目地先」を「海の森一丁目」に改め、同表別図を次のように改める。

別 図



附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第千三百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和二年九月三十日	青梅市河辺町七丁目十二番四十六及び同番四十七の一	延長 一二・五〇 幅員 四・二〇
----------------------	-----------	--------------------------	---------------------------

●東京都告示第千三百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和二年九月三十日	青梅市河辺町七丁目十二番四十六及び同番四十七の一部	延長 一二・五〇 幅員 四・二〇 五・四四
----------------------	-----------	---------------------------	-----------------------------

●東京都告示第千三百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
-------------	-------	-------------	-------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和二年十月六日	国立市西二丁目十七番二十の二の一部	延長 二〇・九〇 幅員 四・五〇
----------------------	----------	-------------------	---------------------

●東京都告示第千三百十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

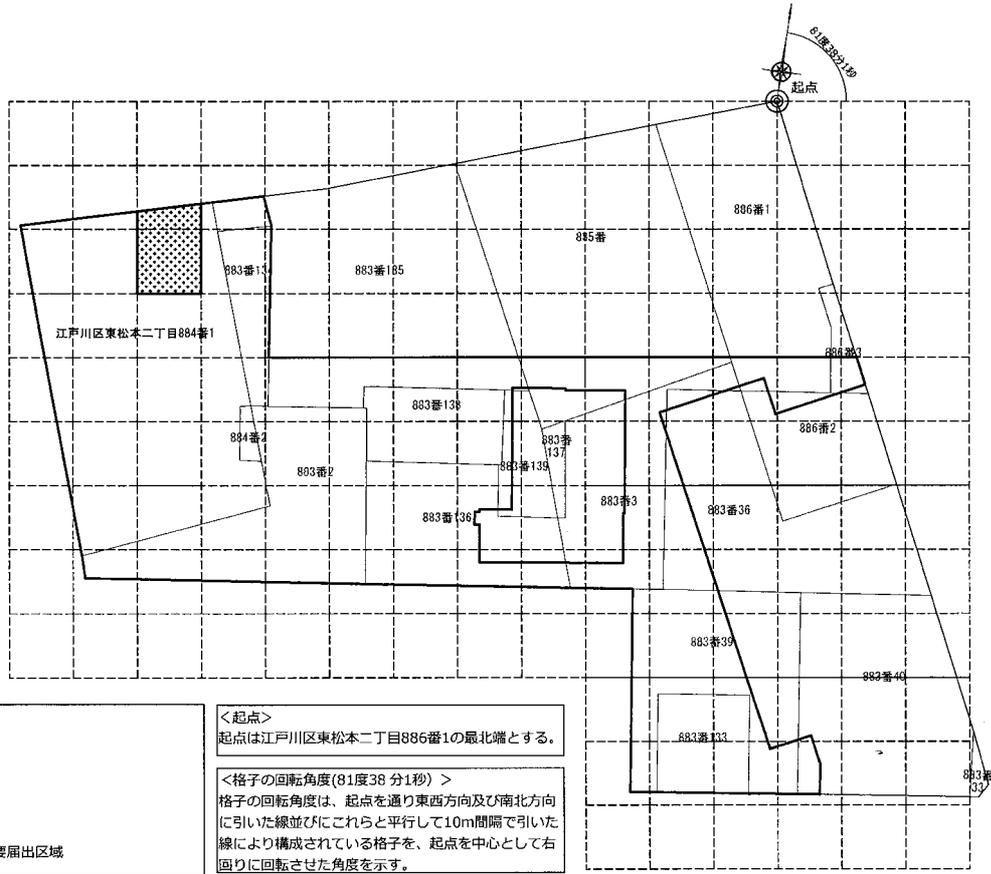
令和二年十月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区東松本二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<凡例>

- : 単地区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域

<起点>
 起点は江戸川区東松本二丁目886番1の最北端とする。

<格子の回転角度(81度38分1秒)>
 格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百十四号

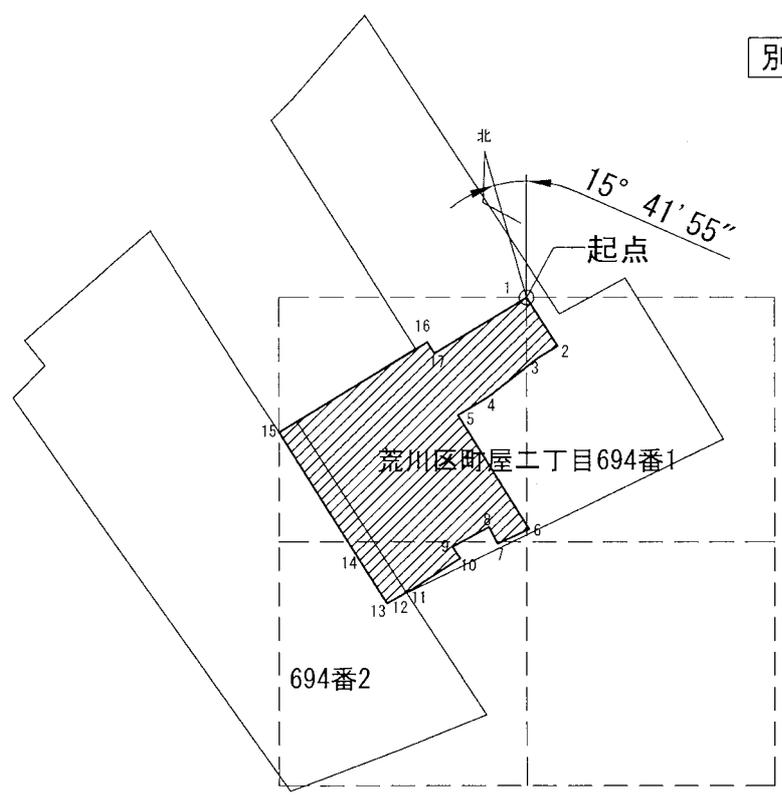
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区町屋二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

別図



【凡例】

-  形質変更時
要届出区域
-  単位区画
-  筆境界
-  敷地境界

起点

起点の座標は、
X=-28251.904 Y=-4822.493とする。
※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度 15度41分55秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点	X座標	Y座標
1	-28251.904	-4822.493
2	-28249.408	-4826.460
3	-28250.970	-4827.420
4	-28254.976	-4830.602
5	-28257.441	-4832.117
6	-28251.716	-4841.433
7	-28254.252	-4842.624
8	-28254.953	-4841.247
9	-28257.899	-4842.886
10	-28257.289	-4843.813
11	-28261.162	-4846.362
12	-28262.386	-4847.076
13	-28263.181	-4847.540
14	-28265.544	-4843.748
15	-28271.875	-4833.512
16	-28259.913	-4826.160
17	-28259.353	-4827.071

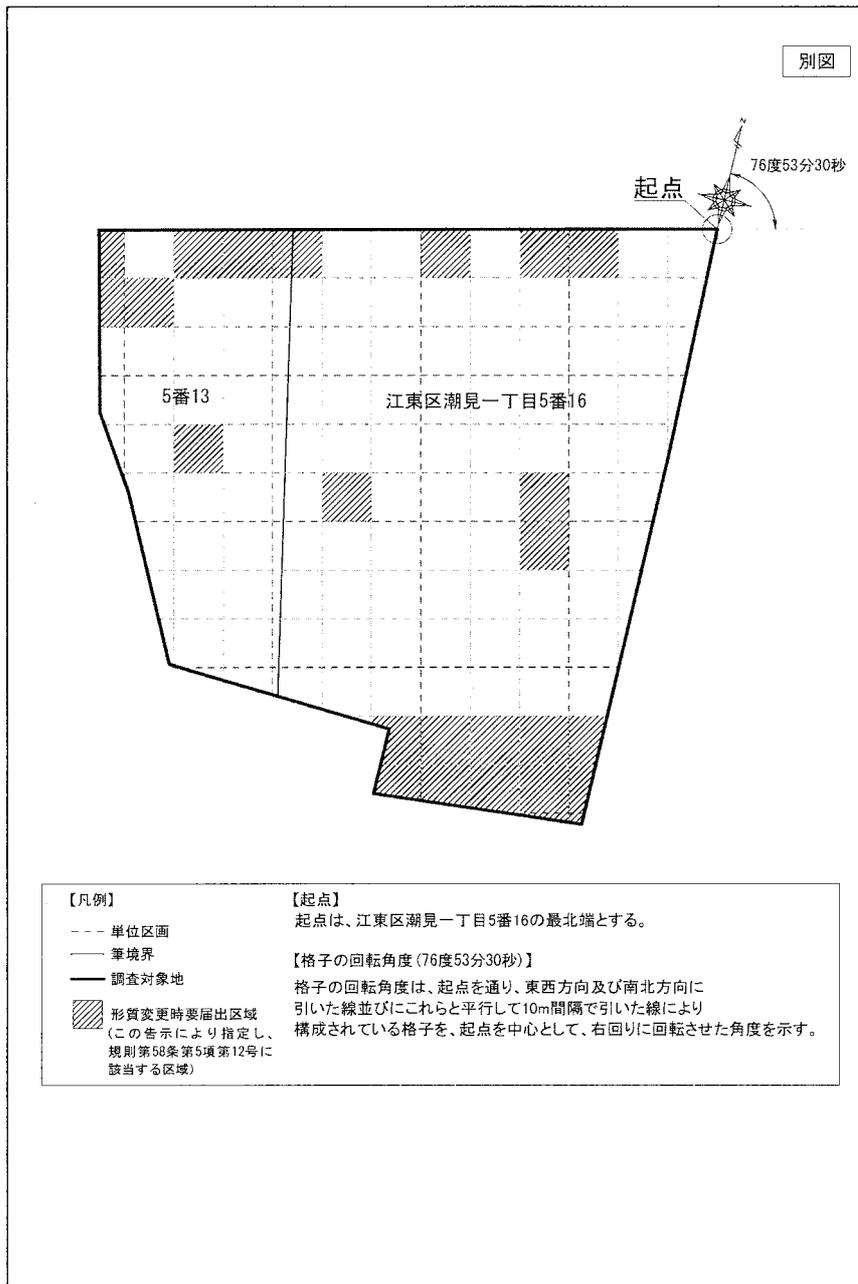
●東京都告示第千三百十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区潮見一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。



●東京都告示第千三百十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第百五十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

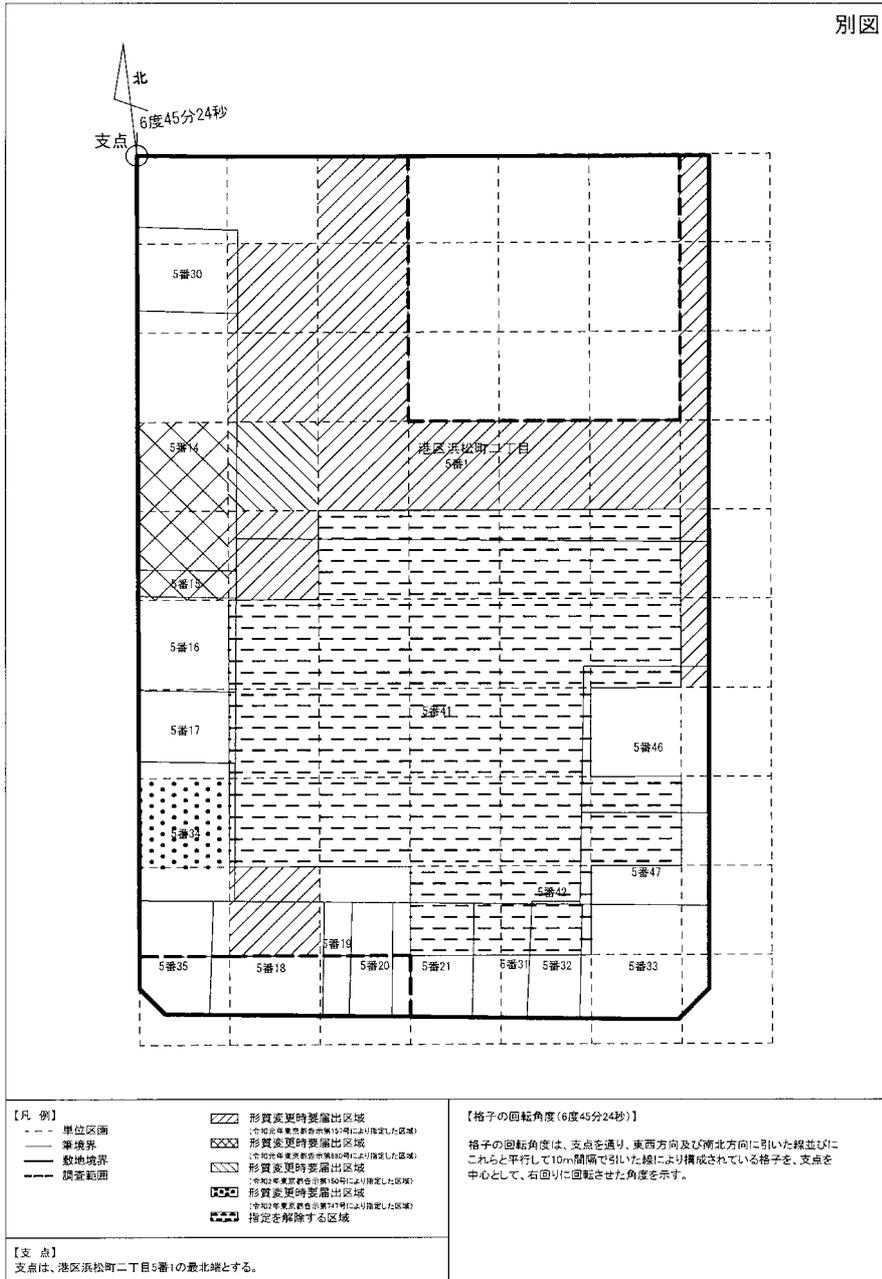
一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千三百十七号
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千二百六十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二十二日

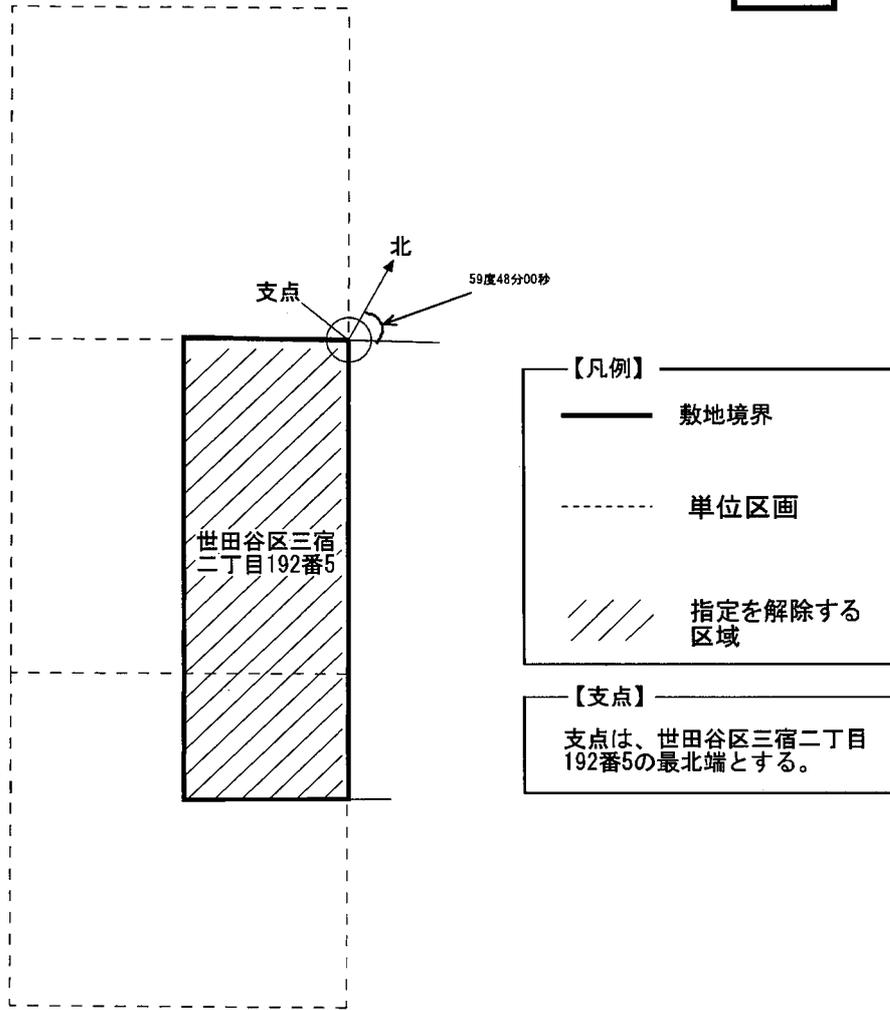
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区三宿二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【格子の回転角度（59度48分00秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

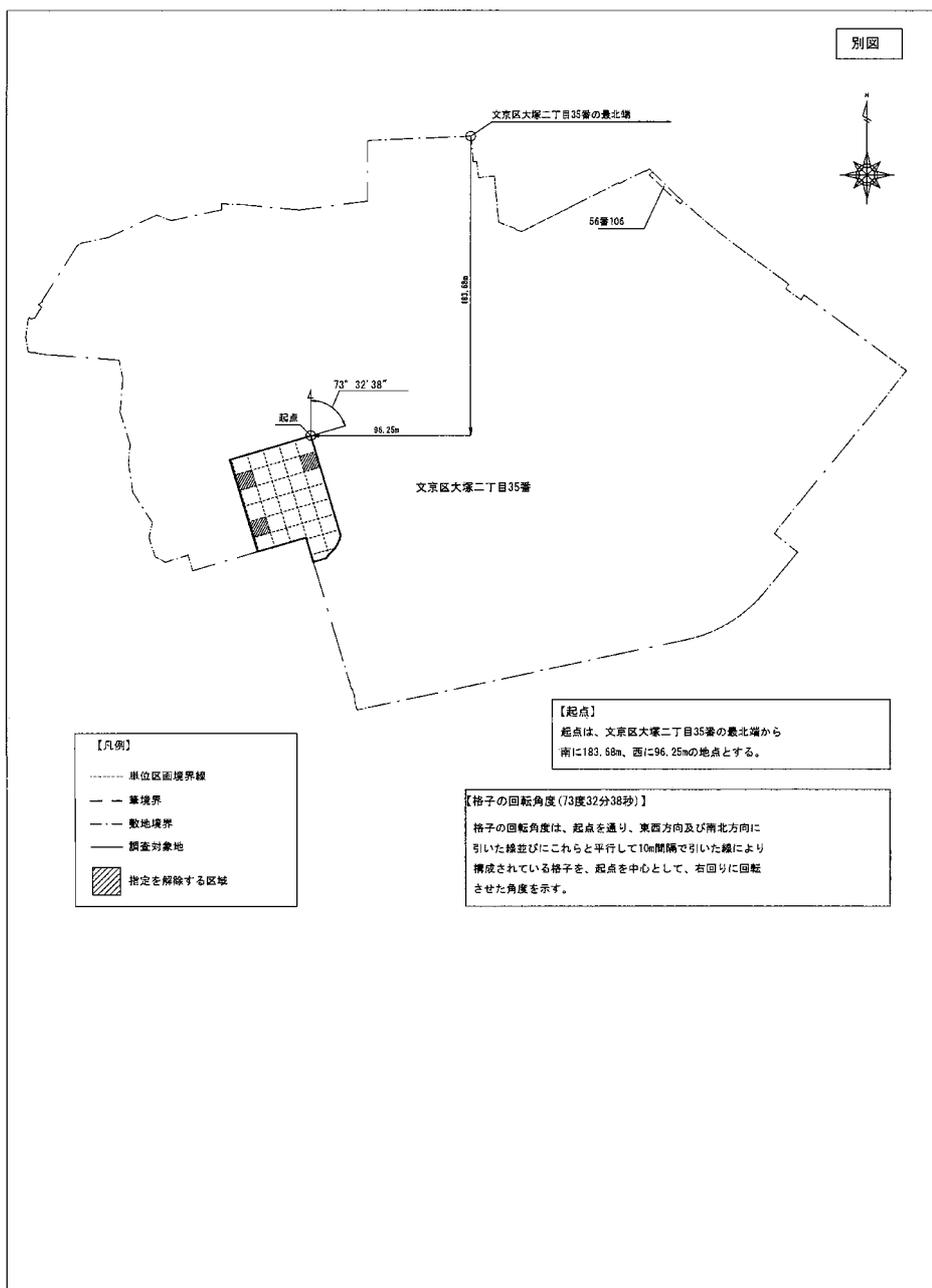
●東京都告示第千三百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千五百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区大塚二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 町田調布

二 変更の区間 稲城市大字坂浜字四十三号三千三百十五番一地内から同所三千三百十三番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

国分寺市内藤二丁目七番十一

埼玉県本庄市西富田七百六十二番地一

ケイアイスター不動産株式会社

代表取締役 塙 圭二

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

武蔵村山市三ツ木五丁目三十四番六、同番七及び三十七番十九号

西東京市東伏見三丁目六番

タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年十月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和二年十月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アクロスモール八王子みなみ野
- 二 店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目二番一号
- 三 設置者名 三菱UFJリース株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社三日月百子ほか十三名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三日月百子ほか十二名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社サミット・コロモ
- 八 変更前の小売業者の代表者名 竹野 浩樹

九 変更後の小売業者の代表者名 上小城 秀幸

十 変更日 令和二年四月十七日ほか

十一 届出日 令和二年九月十日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間 令和二年十月二十二日から令和三年二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 西富久地区市街地再開発事業商業施設計画
- 二 店舗所在地 新宿区富久町十七番二号ほか
- 三 設置者名 芙蓉総合リース株式会社ほか四名
- 四 設置者住所 千代田区麴町五丁目一番地一ほか
- 五 変更を行った設置者名 芙蓉総合リース株式会社
- 六 変更前の設置者住所 千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
- 七 変更後の設置者住所 千代田区麴町五丁目一番地一
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社日本王乳センターほか六名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社日本王乳センターほか七名
- 十 変更日 令和二年八月二十七日ほか
- 十一 届出日 令和二年九月二十三日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

令和二年十月二十二日から令和三年二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

GINZA SIX

二 店舗所在地

中央区銀座六丁目十番一号ほか株式会社大丸松坂屋百貨店ほか四名

三 設置者名

江東区木場二丁目十八番十一号ほか株式会社大丸松坂屋百貨店ほか一名

四 設置者住所

好本 達也(株式会社大丸松坂屋百貨店)ほか

五 変更を行った設置者名

澤田 太郎(株式会社大丸松坂屋百貨店)ほか

六 変更前の設置者の代表者名

クリスチャンデイオール株式会社ほか百七十九名

七 変更後の設置者の代表者名

クリスチャンデイオール株式会社ほか百六十八名

八 変更前の小売業者の氏名又は名称

フェンディ・ジャパン株式会社ほか三十四名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称

千代田区外神田一丁目八番十一(アットスター株式会社)ほか

十三 者の住所

ットスター株式会社)ほかベアトリッチェ・モンゲイデイ(フェンディ・ジャパン株式会社)ほか

十四 変更後の小売業者の代表者名

橋田 新太郎(フェンディ・ジャパン株式会社)ほか

十五 変更日

令和二年六月三十日ほか

十六 届出日

令和二年九月二十三日

十七 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間

令和二年十月二十二日から令和三年二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ツルハドラッグ町田忠生店

二 店舗所在地

町田市忠生三丁目一番十二号

三 設置者名

守屋 悌二

四 設置者住所

町田市根岸町四百八十六番地

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

令和二年十月二十二日から令和三年二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

多摩地域森林計画の案について

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条第一項の規定により、多摩地域森林計画の案を次のように公告する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間中東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和二年十月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

森林計画区の名称 多摩森林計画区

縦覧場所 東京都産業労働局農林水産部森林課及び東京都森林事務所保全課

縦覧期間 公告の日から三十日間

意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都産業労働局農林水産部森林課

雑 報

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和二年十月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

●東京都職員共済組合規程第四号

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合公印規程（昭和三十七年東京都職員共済組合規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「命免」を「指名」に改め、同条第二項中「事務局長が所属職員」を「公印管理者が自己の指揮監督する職員」に、「命免」を「指名」に改める。

第九条第三項中「に事故がある場合」を「が不在であるとき」に改める。

第十条中「公印は、」を「公印管理者は、公印を」に、「収納し」を「収納することのほか、盗難、紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに」に改める。

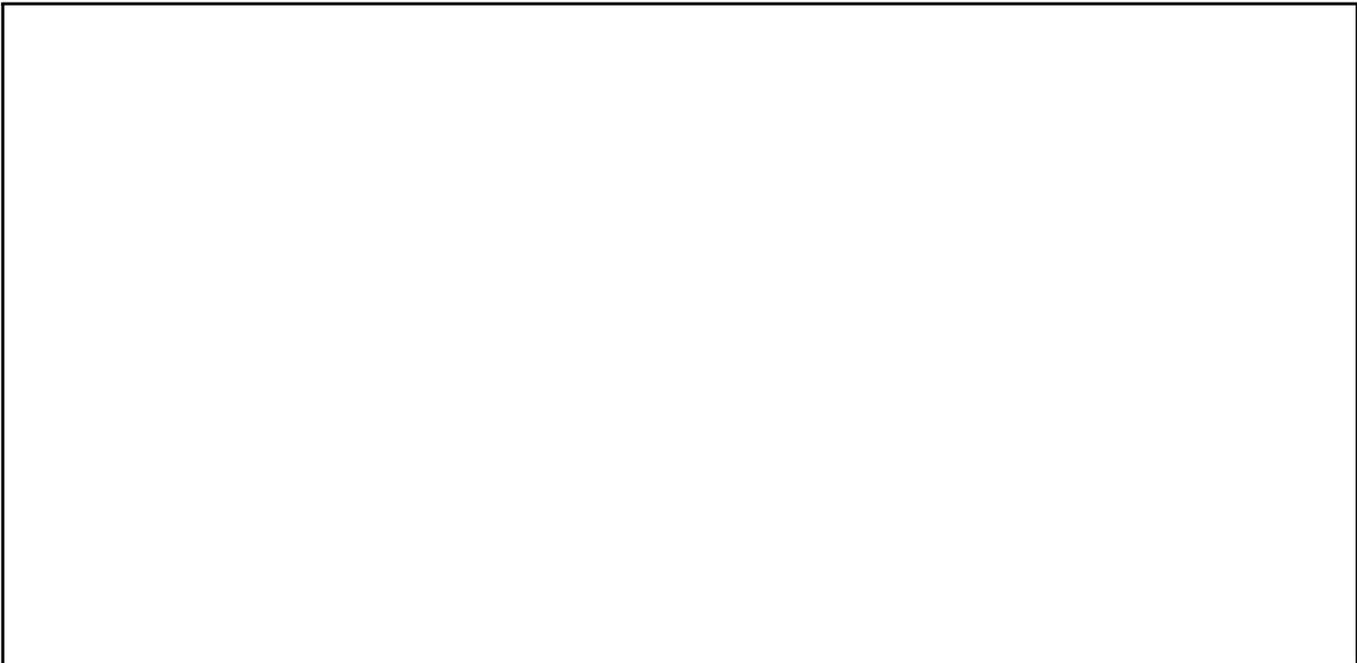
第十一条第一項中「照合」の下に「（以下「公印照合」という。）」を加え、同条第二項中「照合した」を「公印照合を行った」に改める。

第十二条第一項中「同項の照合」を「公印照合」に改め、同条第二項中「を公印管理者」を「及び必要な事項を記入した別記第七号様式による公印事前押印・刷り込み文書等処理簿を公印管理者」に改め、同条第三項中「別記第七号様式による」を「事前押印をした文書等を施錠できる書庫等において適切に管理するとともに、」に改め、「事前押印をした文書等の」を削り、同条第四項中「回付し」を「引き渡さ」に改め、同条第五項中「回付」を「引渡し」に改める。

別記第七号様式中「回付書簿」を「引渡し書簿」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合公印規程別記第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ。



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

